

吹田市成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に資する事業計画の認定並びに市税の特例に関する条例

平成25年吹田市条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に資する事業に係る計画の認定等に関する事項を定めるとともに、当該事業を営む法人に対し、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき市税の課税に関する特例措置を講ずることにより、地域経済の活性化及び持続的な発展を図り、もって産業の振興及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「成長産業特別集積区域」とは、大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪府条例第124号。以下「府条例」という。）第2条第1号に規定する成長産業特別集積区域のうち、規則で定める区域をいう。

2 この条例において「成長産業」とは、府条例第2条第2号に規定する成長産業をいう。

3 この条例において「成長産業事業法人」とは、府条例第2条第4号に規定する成長産業事業法人をいう。

(事業計画の認定)

第3条 成長産業事業法人は、この条例の規定による市税の課税に関する特例措置を受けようとするときは、規則で定めるところにより、成長産業特別集積区域において営む成長産業に関する事業に係る計画を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、前項の認定をするものとする。

(1) 当該計画が府条例第4条第1項の認定を受けたものであること。

(2) 成長産業事業法人に市税（本市の市税に限る。以下同じ。）の滞納がないこと。

3 市長は、第1項の認定を受けた成長産業事業法人（以下「認定成長産業事業法人」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 府条例第12条の規定により認定を取り消されたとき。

(2) 市税を滞納したとき。

(事業開始の確認)

第4条 認定成長産業事業法人は、前条第1項の認定を受けた計画（以下「認定事業計画」という。）に係る事業（以下「認定成長産業事業」という。）を開始したとき、及びその

日後において認定事業計画に係る固定資産を認定成長産業事業の用に供したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、その確認を受けなければならない。

(認定成長産業事業割合の決定)

第5条 次条、第7条又は第13条の規定の適用を受けようとする認定成長産業事業法人は、認定成長産業事業の実施期間内の日の属する各事業年度の終了後、規則で定めるところにより、当該事業年度に係る認定成長産業事業の実績を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該認定成長産業事業の実績が本市の経済の活性化に資するものとして規則で定める要件に適合すると認めるときは、認定成長産業事業割合（認定成長産業事業法人が市内で実施する事業に占める認定成長産業事業の割合として規則で定めるところにより算定したものをいう。以下同じ。）を決定するものとする。

3 第10条の規定の適用を受けようとする認定成長産業事業法人は、認定成長産業事業の実施期間内の日の属する各年度に係る固定資産税及び都市計画税の賦課期日後、規則で定めるところにより、当該賦課期日における認定成長産業事業に係る固定資産の状況を市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、認定成長産業事業割合を決定するものとする。

(認定成長産業事業法人に対する市民税の均等割の課税の特例)

第6条 認定成長産業事業法人が前条第2項の決定を受けたときは、認定成長産業事業を開始した日の属する事業年度の末日の翌日から5年以内に終了する各事業年度分の市民税の均等割については、吹田市市税条例（昭和25年吹田市条例第121号。以下「市税条例」という。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 第3条第1項の認定を受けた日の属する事業年度の前事業年度において市内に事務所等（事務所又は事業所をいう。以下同じ。）を有しない場合で、かつ、当該決定を受けた事業年度において認定成長産業事業を行う事務所等以外に市内に事務所等又は寮等（寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設をいう。）を有しない場合 当該決定を受けた事業年度の翌事業年度分の市民税の均等割を課さない。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 当該決定を受けた事業年度の翌事業年度分の市民税の均等割額の算定に当たり、従業者数の合計数（市税条例第15条の2第1項に規定する従業者数の合計数をいう。以下同じ。）に当該決定を受けた認定成長産業事業割合を乗じて得た従業者数を従業者数の合計数から控除する。

2 認定成長産業事業法人が前条第2項の決定を受けたときは、認定成長産業事業を開始した日の属する事業年度の末日の翌日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度

分の市民税の均等割については、市税条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号に掲げる場合 当該決定を受けた事業年度の翌事業年度分の市民税の均等割額から当該額の2分の1に相当する額を控除する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 当該決定を受けた事業年度の翌事業年度分の市民税の均等割額から、当該額から前項第2号の規定の例により算定した市民税の均等割額を控除した額の2分の1に相当する額を控除する。

(認定成長産業事業法人に対する市民税の法人税割の課税の特例)

第7条 認定成長産業事業法人が第5条第2項の決定を受けたときは、認定成長産業事業を開始した日の属する事業年度の末日の翌日から5年以内に終了する各事業年度分の市民税の法人税割については、市税条例の規定にかかわらず、当該決定を受けた事業年度の翌事業年度分の市民税の法人税割のうち、当該決定を受けた認定成長産業事業割合により算定する認定成長産業事業に係る部分の市民税の法人税割を課さない。

- 2 認定成長産業事業法人が第5条第2項の決定を受けたときは、認定成長産業事業を開始した日の属する事業年度の末日の翌日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度分の市民税の法人税割については、市税条例の規定にかかわらず、当該決定を受けた事業年度の翌事業年度分の市民税の法人税割額から、当該決定を受けた認定成長産業事業割合により算定する認定成長産業事業に係る部分の市民税の法人税割額の2分の1に相当する額を控除する。

(法人の市民税の課税の特例の適用除外)

第8条 前2条の規定は、認定成長産業事業法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事業年度に係る法人の市民税については、適用しない。

- (1) 法人の市民税を申告納付すべき期限の日（以下この条において「申告期限」という。）前3年以内に、法第321条の11第2項の規定の適用を受けている場合 当該申告期限に係る事業年度
- (2) 申告期限前3年以内に、法人税に係る重加算税を課されている場合 当該申告期限に係る事業年度
- (3) 申告期限前3年以内に、法人税法（昭和40年法律第34号）第135条第1項、第2項若しくは第5項の規定の適用を受けている場合（連結所得に対する法人税についてこれらの規定の適用を受けている場合を除く。）又は法第321条の8第25項の規定の適用を受けている場合 当該申告期限に係る事業年度
- (4) 申告期限において市税の滞納がある場合 当該申告期限に係る事業年度
- (5) 市内において風俗営業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。以下同じ。）を営んだ場合 風俗営業等を営んだ日の属する事業年度

(6) 認定事業計画の認定が取り消された場合 認定が取り消された日の属する事業年度  
(法人の市民税の課税の特例に係る申告書の添付書類)

第9条 第6条又は第7条の規定の適用を受けようとする認定成長産業事業法人は、当該適用を受けようとする市民税の申告書に、第5条第2項の決定を受けたことを証する書類の写しその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(認定成長産業事業法人に対する固定資産税及び都市計画税の課税の特例)

第10条 認定成長産業事業法人が第5条第4項の決定を受けたときは、当該決定を受けた固定資産を認定成長産業事業の用に供した日以後に当該固定資産に対して課される最初の5年度分の固定資産税及び都市計画税については、市税条例の規定にかかわらず、当該決定を受けた年度分の固定資産税及び都市計画税のうち、当該決定を受けた認定成長産業事業割合により算定する認定成長産業事業に係る部分の固定資産税及び都市計画税を課さない。

2 認定成長産業事業法人が第5条第4項の決定を受けたときは、前項の規定の適用の対象となる年度に引き続く5年度分の固定資産税及び都市計画税については、市税条例の規定にかかわらず、当該決定を受けた年度分の固定資産税額及び都市計画税額から、当該決定を受けた認定成長産業事業割合により算定する認定成長産業事業に係る部分の固定資産税額及び都市計画税額の2分の1に相当する額を控除する。

(固定資産税及び都市計画税の課税の特例の適用除外)

第11条 前条の規定は、固定資産税及び都市計画税の賦課期日において認定成長産業事業法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度分の固定資産税及び都市計画税については、適用しない。

- (1) 市税の滞納があるとき。
- (2) 市内において風俗営業等を営んでいるとき。
- (3) 認定事業計画の認定が取り消されているとき。

(固定資産税の課税の特例に係る申告書の添付書類)

第12条 償却資産について第10条の規定の適用を受けようとする認定成長産業事業法人は、当該適用を受けようとする固定資産の申告書に、第5条第4項の決定を受けたことを証する書類の写しその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(認定成長産業事業法人に対する事業所税の課税の特例)

第13条 認定成長産業事業法人が第5条第2項の決定を受けたときは、認定成長産業事業を開始した日の属する事業年度の末日の翌日から5年以内に終了する各事業年度分の事業所税については、市税条例の規定にかかわらず、当該決定を受けた事業年度の翌事業年度分の事業所税のうち、当該決定を受けた認定成長産業事業割合により算定する認定成長産業事業に係る部分の事業所税を課さない。

2 認定成長産業事業法人が第5条第2項の決定を受けたときは、認定成長産業事業を開

始した日の属する事業年度の末日の翌日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度分の事業所税については、市税条例の規定にかかわらず、当該決定を受けた事業年度の翌事業年度分の事業所税額から、当該決定を受けた認定成長産業事業割合により算定する認定成長産業事業に係る部分の事業所税額の2分の1に相当する額を控除する。

(事業所税の課税の特例の適用除外)

第14条 前条の規定は、認定成長産業事業法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事業年度に係る事業所税については、適用しない。

- (1) 事業所税を申告納付すべき期限の日（以下この条において「申告期限」という。）前3年以内に、法第701条の58第2項の規定の適用を受けている場合 当該申告期限に係る事業年度
- (2) 申告期限前3年以内に、事業所税に係る重加算金額を決定されている場合 当該申告期限に係る事業年度
- (3) 申告期限において市税の滞納がある場合 当該申告期限に係る事業年度
- (4) 市内において風俗営業等を営んだ場合 風俗営業等を営んだ日の属する事業年度
- (5) 認定事業計画の認定が取り消された場合 認定が取り消された日の属する事業年度  
(事業所税の課税の特例に係る申告書の添付書類)

第15条 第13条の規定の適用を受けようとする認定成長産業事業法人は、当該適用を受けようとする事業所税の申告書に、第5条第2項の決定を受けたことを証する書類の写しその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。